

令和6年度第3回青梅市子ども・子育て会議 会議録

会議の概要

開催日時	令和6年7月1日（月）午後2時
開催場所	青梅市役所 災害対策本部室
出席者	<p>委員</p> <p>坂井隆之（明星大学特任教授）                  中村明子（市民委員）                  野口綾乃（市民委員）                  黒田英寿（学校法人和風会多摩リハビリテーション学院専門学校事務長）                  池田政教（青梅商工会議所専務理事）                  高木博康（青梅市保育園理事長会副会長）                  藤野唯基（駒木野保育園園長）                  横山牧人（青梅幼稚園園長）                  空野竜雄（株式会社モアスマイルプロジェクト経営担当）                  栗原久美子（特定非営利活動法人青梅こども未来常務理事）                  大野葉子（青梅市民生児童委員合同協議会理事）</p>
	<p>事務局</p> <p>小山（青梅市副市長）                  青木（こども家庭部長）                  濱野（子育て応援課長）                  加藤（こども育成課長）                  中村（こども家庭センター所長）                  江川（こども家庭部主幹）                  師岡（子育て応援課子育て推進係長）                  飯島（子育て応援課子育て推進係）                  黒田（株式会社名豊）</p>
欠席委員	松井委員
議事	<p>○ 協議事項</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について                  ア かすみ台第二保育園の利用定員変更について                  イ 青梅保育園の利用定員変更について</p> <p>(2) こども計画の素案について</p> <p>(3) こどもの意見募集について</p> <p>(4) その他</p>
傍聴人数	2人
配布資料	<p>会議次第</p> <p>資料1 特定教育・保育施設の利用定員の設定について（諮問）</p> <p>資料2-1 かすみ台第二保育園の利用定員変更について</p> <p>資料2-2 青梅保育園の利用定員変更について</p> <p>資料3 青梅こども計画素案検討資料</p> <p>資料4 こどもの意見募集</p>

議事要旨(口述筆記ではなく、発言の趣旨をまとめたものである。)

発言者	発言要旨等
事務局	令和6年度第3回青梅市子ども・子育て会議を始める。本日の司会進行を務める子育て応援課長の濱野です。本日の欠席委員の報告をする。 (会議の成立について報告) (録音、コンサルタントの参加について報告)
副市長	(挨拶)
事務局	配布資料の確認を子育て推進係長より行う。子育て推進係長の師岡です。資料1については、本日、机上配布のものをご使用いただきたい。
事務局	次第に従い進める。次第3会長挨拶
会長	(挨拶)
事務局	次第4、特定教育・保育施設の利用定員の設定について諮問が1件ある。資料1をご覧ください。
副市長	(副市長から坂井会長へ諮問書)
事務局	以後の議事進行については会長にお願いする。
会長	次第に沿って進める。次第5の協議事項(1)特定教育・保育施設の利用定員の設定についての、ア、かすみ台第二保育園の利用定員変更について、事務局より説明をお願いします。
事務局	協議事項の(1)特定教育・保育施設の利用定員の設定について2件説明を行う。
会長	資料2-1、2-2の説明があった。今の説明について何か質問や意見があったらお願いしたい。
委員	保育園の利用の減の諮問と検討という事柄が常にある。市としても確実な数字を理解されていると思う。以前出された資料の中で、保育園の現園状況があった。場所によって非常に厳しい園があった。(二俣尾)この先、まちから保育園がなくなるといったことが容易に想像ができる。市として対策は講じられるのか。
事務局	おっしゃるとおり、在園児数がどこの園も減少している。市内の保育所が認可保育所だけで31園ある。そのうちの30園が社会福祉法人、1園が株式会社ということで、それぞれが独立した経営理念を掲げて運営を行っている。市の裁量で施設の運営について右から左へというわけにはいかない実情がある。全体の計画の中で、認可保育所だけの問題ではなく、地域型、幼稚園、認定こども園などの全体の施設の併合等も考えながら、必要な助言等を求められたら助言をしていくのが適切だと考えている。
委員	社会福祉法人だからということではなく、潰す、合併ということは市は言えないと思うが、全体的に人が少ないので、市の方向性として保育園を少なくするといったことは考えなければならない時代に入っていると思う。ただ問題は、人数を減らすことによって、保育士を減らさなければなら

	い。利用定員を減らすと保育士を削減しなければならない。このような事実が出てくることも踏まえて、利用定員について、検討した方がよい。
会長	他にいかがか。よろしいか。では、アとイについて、まとめてご説明、ご意見をいただいた。かすみ台第二保育園、青梅保育園の利用定員の変更については事務局案の承認でよろしいか。 (異議なし) 異議なしということで、この2園の利用定員の変更は承認された。
会長	続いて、協議事項の(2)こども計画の素案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	先ほどお配りした目次構成と資料3を使って説明させていただく。最初に、目次構成をご覧いただきたい。前回の会議で示させていただいた目次構成案となっている。ガイドラインという形で説明させていただきたいが、第1章については、第1回会議及び第2回会議でご意見をいただいた、計画の骨子にあたる部分を考えていただければと思う。その後、素案をつくり、原案をつくり、パブリックコメントにかけていくという流れになってくる。第3回会議及び第4回会議で、素案についてご審議いただくことになる。第1章と第2章及び第3章の3つをつくり上げることによって、素案というように考えている。 特に、今回示させていただくのは第3章になっている。第2章については、今回は示していないが、今現在、原案をつくっているところである。第2章については、青梅市の状況やアンケート調査結果から見える現状、また前期計画の進捗状況ということで、基本的には議論をする内容というよりは、まとめていくような内容になっている。こちらは今、作業を行っているところである。第3章については、計画の基本的な考え方というタイトルになっているが、第3章に示すものが、この計画の1番基本になるところだと考えている。この第3章を見れば、この計画の全体がわかるというような立てつけでここを整理していきたいと考えている。 その後、第4章、第5章、第6章については、この素案等を固めていく中で、今度はこの4、5、6が加わることによって原案となっていく。こちらについては、10月の中旬頃までに形にしていきたいと考えている。 資料3、第3章計画の基本的な考え方である。第3章で全ての計画の全体像がわかる、我々が目指そうとすることがここで示されるということで考えている。第3章を突き詰めれば、そのまま概要版にもなるような形になるかと思う。ここをつくり上げるというのは非常に重要であると考えている。 まず最初に、1の計画の基本方針である。本市は、青梅市こども基本条例を現在のところ、今年度中に策定する方向で検討しているところである。この基本条例があるという前提での立てつけで作成をしている。この条例は、国際連合が定める子ども権利条約と、我が国のこども基本法の精神に

のっとり、こどもがあらゆる性差別を受けず、最善の利益が確保され、生命・生存・発達への権利及びこどもの自由な意見と社会参加が尊重される「こどもまんなか社会」への取り組みを進め、加えて、こども自身がその権利を理解し、自己を大切にし、人生に幸福を求め、世界平和や地域の持続可能な発展を志向する成人に成長するための教育と保護に努めていくための取り組みを定めたものである。全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく「こどもまんなかのまちづくり」の実現に向け、未来を担う青梅市に関わる全てのこどもたちの幸福の成長と自己実現を願い制定された。

本計画の基本方針は、この条例の理念である、まだ決まっていないので「●●」としているが、そのような考え方を踏まえ、こども基本法の第3条のこども施策の基本理念及びこども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたこども大綱を勘案し、第7次青梅市総合長期計画のまちづくりの基本方向「2・こども・若者・教育・子育て」における10年後の市の目指す姿として掲げる、以下3つの目標になる。この3つの目標を総称する言葉として、「こどもがまんなかのまちづくり」を本計画の基本方針とする。

なお、本計画に記載する具体的な取り組みを実現するための財源として、令和6年3月に設置した「青梅市こどもまんなか応援基金」を活用することとし、計画を滞りなく推進していく。

こちらの図であるが、基本方針を「こどもがまんなかのまちづくり」とし、計画の推進体系として、まず青梅市こども基本条例がある。それは青梅市第7次総合長期計画等にも記載があるので、そちらを踏まえた上で、こちらの条例が制定される。その下、現在、青梅市こども計画をこの子ども・子育て会議にもご審議いただきながら進めているところである。また、令和6年から始めた庁内の青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会及び同部会ということで、こちらも会議体として計画推進の体系に含めている。応援基金については、基本理念を決める基本条例と、その取り組みを計画するこども計画、それらを財源で支える基金ということの3本柱という形でここでは設定させていただいている。

次に4ページをご覧ください。2の計画の目指すところということで、本計画の基本方針「こどもがまんなかのまちづくり」を踏まえ、計画の目指すところとして3つを掲げている。

(1)子育て・子育てを支援する。年齢を問わず全てのこどもの福祉を実現する。また、(2)として、こどもの将来にわたるウェルビーイングを実現する。これは年齢に応じた支援の充実を目指すものである。(3)として、保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保する。子育て当事者への支援の充実を目指す。この3つを大きな目標としている。この3つは、こども計画の策定のガイドラインに記載があったものを、こちらに書

かせていただいている。

(1)は、子育て・子育てを支援するということで、真ん中から中段の下、こども・若者の権利の意識の醸成に向けて啓発をしていく、さらにこども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者のこれからの最善の利益を図ることが求められているということで、こういったことを家庭、学校、地域等で確保していくということを事業として載せたいと考えている。目標事業と書かせていただいたように、まだ記載をしていないが、いくつか案を出しているところであり、こちらの案を出そうと考えているので、皆様からご意見いただければと思う。ここにわかりやすい計画の事業を記載できればと思っている。計画書そのものは、先ほどお示しした第4章や第5章といった分厚いところがある。そちらはもちろん計画書として大切なところではあるが、どういふところに青梅市が向かっていこうとしているのか、こどもたちがどのように尊重されて成長していく社会を実現していくのかということ、わかりやすく目標事業ということで記載できればと考えている。

(2)こどもの将来にわたるウェルビーイングを実現するというで、こちらはそれぞれ誕生期から幼児期まで、また学童期から思春期まで、1枚めくっていただき、青年期ということで、3つの期にわけた形でそれぞれ記載をさせていただいた。目標事業についても記載をしている。例えば、学童期から学童思春期あたりから、青梅市においては大型児童センターをつくっていくということを記載していければと考えている。

また、(3)保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保ということで、こちらについては、子育て当事者への支援について記載したいと考えている。③番の計画の構成だが、こちらは前回もお示しさせていただいた。前回から直してないところであったので、重複してしまって申し訳ないが、前回、これについては第1回、第2回会議の時に骨子でも全体をイメージするために、これと似たような形の図をお示しさせていただいたところである。その際に、骨子を含め、委員の皆様から様々な意見をいただいている。骨子の修正作業については、本日の会議でお示しできなかった。後ほどご説明させていただくが、8月の会議に向けて、本日お示したこの資料や、あるいは第2章の資料、また第1章の直しているものについても電子メールでお示しをさせていただき、8月の会議までにご意見をいただきたい。8月の会議にはご議論いただいて、そこでまた修正ができるが、さらにブラッシュアップも必要だと考えているので、電子メールでその都度、資料を提示させていただき、ご意見を伺っていければと考えている。こちらの計画の構成だが、基本方針については左側、「こどもがまんなかのまちづくり」ということで、それに対して基本目標が3つある。以下、施策と施策の展開ということになっている。こちらについては、コンサルから説明していただく。

<p>コンサル</p>	<p>③の計画の構成について、前回の骨子と内容的には重複してくるが、簡単に説明させていただく。</p> <p>こちらは段階的に構成させていただいており、まず1番左側が基本方針、次いで基本目標、施策、施策の展開という形になっている。基本方針としては、「こどもまんなかのまちづくり」ということで、配布されている資料の①基本方針のところにも記載されているとおり、条例などの関係で、「こどもまんなかのまちづくり」を基本方針として置かせていただいている。</p> <p>その上で、基本目標、計画の目指すところで、(1)から(3)に掲載している内容を入れ込む形になっている。特に2番に関しては、将来にわたるウェルビーイング、誕生期から幼児期、学童期・思春期、青年期という形で、さらにそこから3段階にわたる構成とさせていただいている。</p> <p>こちらの主な基本目標の構成については、基本的にはこども大綱の事項をベースとして、若干文言を大綱からは変えながら目標として立てている。それに紐づく施策に関しては、それぞれの基本目標ごとに①から⑦等々という形で施策を掲載している。基本的にはこども大綱の記載内容に即したものとなっている。</p> <p>こども大綱においては、こども計画として構成するために記載すべき事項でガイドラインが公開されている。こちらは確定版というものが出ている。計画として含めるべき内容を施策とし掲載した。1番から順番に対応する内容を記載。それに紐づく施策の展開に関しては、より具体的なレベルでそれをどのように実施していくかということに記載している。こちらについては青梅市独自の施策ということで、今後、修正があるかと思う。</p> <p>③に関しては、以上になる。</p>
<p>事務局</p>	<p>③の説明をしていただいた。後ほどの協議事項にもあるが、こどもの意見を募集をしていく。前回示した日程と違う日程だが、7月8日から17日までの10日間、こどもの意見を募集する。こちらの意見をいただいた上で、8月の会議を実施するタイトな日程となっている。先ほど申し上げたが、8月の5日の会議までに第1章から第3章についてはまとめて、計画素案というように考えている。おぼろげながらも形をつくりながら進んでいくと考えているが、会議の1週間前の7月29日に会議資料をメールをするところである。それまでの間、できる限りこどもの意見を第3章に反映させた素案を庁内でも作成していく。委員の皆様には7月19日までに、こどもの意見として無修正のデータをメールで提供させていただきたいと思う。素案に反映すべき意見等あれば、事務局に連絡いただければと考えている。(2)のこども計画の素案についての説明については以上である。</p>
<p>会長</p>	<p>以上の説明に対して、何か質問やご意見はないか。</p>
<p>委員</p>	<p>私たち所属団体からのまとめた意見をお伝えする。</p> <p>私たちの団体から大勢待市長へこども条例制定に関する要望書を6月に</p>

	<p>提出した。内容について読ませていただく。</p> <p>昨年度、国はこども大綱を策定する中で、こどもや若者にとってより身近な施策を行う地方公共団体において様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聞く取り組みが着実に行われるよう定めており、その旨を加藤愛子内閣府特命担当大臣により、地方公共団体市長及び地方議会議長にあてて書簡を発出している。しかしながら、青梅市の子育て施策の理念を市民に示すこども基本条例(仮称)の制定を前に、こども・若者の参画が見られず、こども・若者の生の声を反映できない状況になっていることを危惧しているという内容である。</p> <p>まず、こどもの声の機会をつくってほしいという要望書を提出した。それに伴い私どもの意見だが、計画の基本的な考え1と計画の基本方針についてというところを踏まえ、意見を述べさせていただく。</p> <p>青梅市こども条例制定に向けて、条例が活かされるまちづくりのためには、こども、市民が意見を出すだけでなく、こども、市民、行政が共に話し合う場を持ち、どのようなこども条例であったらよいか考えてこそ、後に生きた条例になると考える。</p> <p>この文章の中段下の辺りに、「本計画の基本方針は、この条例の理念である●●●●」と「●」が4つある。「●」が大きなものだと考えられる。この部分が、こども、市民、行政が共に話し合っていく中で、生まれるものだと信じている。こどものために、こどもがこうなったらよいという私たち大人の思いだけが、こどもの主体性を奪い続けているような懸念さえ感じられる。</p> <p>今年度中に条例をつくるにはあまりにも時間が足りないと思っている。</p> <p>今年度中につくる、このこども計画の中に、市民の参画の場を制定し、こども計画ができたとして、中期に見直しの時期があると思うが、そこに向けてこども条例ができる。今すぐにこのこども条例を制定するのではなく、こども計画の中にこども条例を策定するにあたっていろいろな事項を盛り込んだこども計画にしていけたらよい。市民の参画の場をつくりながら、条例をつくるということが明確に位置づけられることが、こども条例、こども計画にはとても欠かせないものだと考えている。全国で初めてこども条例をつくった川崎市においても、条例にあたってこどもを含む多くの市民が参加して、200回を超える話し合いを実施した後に条例ができている。</p> <p>もともと崩すような意見で大変申し訳ないが、この意見を皆さんで話し合っていく時間をいただけたらと思う。</p>
委員	<p>一度定めたものを気軽に改訂するという事はできないものだと思う。川崎市の例もレスポンスに書き換えられているということである。条例を適宜変更していくような体制をとることは難しいのか。</p>
事務局	<p>条例については、審査を受け、本会議という流れになる。変更するプロセ</p>

	<p>スを説明しながら変更していくものとなる。</p>
委員	<p>川崎市は一度条例を制定した後に条例を書き直しているのか。</p>
委員	<p>大きくは書き直してはいない。条例をつくるまでに 200 回の会議をしている。さらに今、条例の中にもこども会議やこどもの参画を謳っている。こどもの声で大人がつくった計画はこどもに即していないということが見えている。細かいプロセスを入れながら作り直しているという話を聞いた。条例は変えられないという前提があった。今回も条例なしでいけなにか。つくった上でじっくりと条例を練り上げていく方針がよいと思う。条例をつくり縛られるような状況は避けたい。</p>
委員	<p>同じようなことを感じている。幼保小連携の中で横浜市は進んでいる。横浜幼保小の架け橋プログラムの冊子が出ている。行政を中心にして、幼稚園、保育園、小学校の先生が何回も話し合いを重ねてつくったものである。もう何年も続いている。目を引いた言葉があるので紹介させていただきたいと思う。横浜市で大切にしてきたこと、大切にしていこうととして、育ちや学びの場が変わっても、こどもに内在する力を信じて引き出すための支援や指導を一貫させることが大切だ。まさにそうだと思う。この言葉、この視点は、いろいろな現場やたくさんの人たちの意見が重なり合っ出てくるものではないかと感じている。条例をとという話があるが、急いでないかというところは危惧している。</p>
委員	<p>幼保小連携の話があった。私には小学生のこどもがいる。先生の働き方改革で、夏休みもプールや図書室の開放、学校の開放もない。小学生は学童があるが、働いている親が多い中、1 人家に残るこどもがいるのが現実である。学校という場があるのに、その場が活かされていない。学校の教育場はこどもが育っていく上で大きい、今日は校長先生も出席されていない。教育委員会はこどもに対してどう思っているのか。こどもの計画をつくる重要なポジションである。よい青梅をつくっていかうとしているが、実際に夏は、こどもたちはほったらかしである。現実に困ることはたくさんあるが、そこは活かされない。こどもの意見も大切だが、小さいこどもを育てている保護者の意見を反映してほしい。</p>
委員	<p>高校生の話を最近耳にする。不登校のこどもの話や、高校は義務教育ではないので勉強ができなかったり、素行が悪いと退学になってしまう。はみ出したこどもの話をよく聞く。こどもたちの行き場も、どこに集まっているのかもわからない。どこにいるのかもわからない。支援をしているこどもはよいが、支援を知らないこどもたちはどうなるのか。誰かから情報を教えてもらっているのかわからないこどもの話も聞く。こどもからも、素行が悪いからどうせ大人は聞いてくれないという意見もある。アンケートでわかってくることは、大したことではない。委員が言ったように、生の声が聞こえることが大切である。保護者、青年たち、こどもたちの生の声を聞く機会が十分確保できていることが必要である。条例ができることは賛</p>

	成だが、急いで制定する必要はない。
委員	こども計画の構成を見て、「〇〇支援」というのが多く、後ろ向きに感じる。「参画する」「推進する」という言葉が少ないのが印象である。こども家庭庁のホームページを見ると、こども・若者意見プラスという対話をする場を設けて施策がある。こども・若者意見反映サポート事業というものも動いていると話を聞く。こどもとの対話が必要ということは、国からも出ている。青梅市ならではの、こどもの対話の施策を設けるとよい。こどもの対話は1つのキーワードである。会長が言われたように、フィードバックしないと一方通行になる。一度で終わってしまうのではなく、数回行ったほうがよい。こどもの施策というのは、こどもの意見をメインにしたい。それがまとまらないのに条例という話であれば、少し考えたほうがよい。
事務局	資料3の2ページは、理想の形として考えている。中段にある青梅市こども計画について、現在の子ども・子育て支援事業計画となる。これが令和6年まで、7年度からは新しい計画が必要だ。会議に諮らせ、7年度から開始しなければならない内容だと考えている。理念がない中で、総合長期計画でも条例をつくるということが掲げられた。理念を計画の上に、条例は双子のような形で考えたのが事務局の提案であった。意見をいただき、計画書は諮問し、承認事項という形で審議しているが、こども基本条例は現状、青梅市が庁内で検討を行い、子ども・子育て会議に意見として伺い、つくり上げていくと考えていた。こども計画の中にはこども基本条例をつくっていくということを記載したとして、取り組んでいく中で理念を決めていくということになる。青梅市ならではの形を追求していくところで意見をいただきたい。
事務局	こども基本条例という中で、川崎市と横浜市の例があった。計画をつくるにあたり、こどもの意見は非常に大事にしたい。アンケートも1つの方向として考えているが、生の声を聞き、つくっていくとなると、今年度にこだわらずやる方法も含め、事務局のほうで考えたいと思う。多くの方の意見、保護者の方の意見、いろいろな角度の方の意見をいただきながら条例をつくれればと思う。
委員	条例は総合長期計画の中で制定時期は決まっているのか。こども計画も策定時期が決まっているのか。
事務局	時期ではないが、総合長期計画の中にこども条例については載っている。
委員	条例は議決案件。条例をつくる時期が決まっていなかったら、計画内容として条例の制定を入れてもよいではないか。こども計画は来年まで続く。条例ができるまでこのメンバーは変わらない。諮問して条例をつくることも踏まえ、こども計画になると、諮問を市長がどのように判断するか、考えなければならないと思う。違う観点で話をするが、こどもの意見聴取について、具体的で丁寧な聞き方をしないと、こどもからはそれなりの意見しか出てこない。例えば、先ほど教育委員会の話をされていたが、学校で具

	<p>体的に先生たちに、こども計画をつくっているので一生懸命説明し、青梅の将来を考えてほしいと伝える。福生市はこの会議をつくるのにこどもの意見を聞いている。福生高校のこどもを集めて意見を聞く会議がある。アンケートでは母数が少ない。こどもの意見は生で聞いたほうがよいと思う。条例については、後でよいのであれば、ゆっくり作ってもよいと思う。</p>
委員	<p>委員から学校の話があった。基本目標の「子育てを応援します」の逆ザヤになってしまっている。ここに教育委員は参加していない。教育委員を絡めて計画をつくっていかないといけない。事務局では、どう考えているか。</p>
事務局	<p>2ページの「こども・子育て施策庁内推進委員会・同部会」とある。これは計画を策定する委員会となっていた。5年に1回計画する前に編成する会議である。今回、計画を策定していく中で、庁内でも子育て施策が各課の事業が散らばっている。計画をつくっていく中で議論を横断的にやりたいことで、再編成をして名前を変えた。4月に●●委員から意見があった件で、存在する課題解決に子育て応援課と当該課だけであたるのでは無く、いろいろな課が参加すれば違う解決方法が見つかるかもしれない。見つからないとしても、取り組むことで庁内のマインドをつくっていきたいと考え、委員会を再編成したところである。以前は指導室は入っていなかったが、今回の会議の中で入れた。学校での課題を出していただきたいと考えている。会議はまだ2回しか行っていないが、こども計画をつくりながら課題が出てきたら提示して解決したいと考えている。1つ課題をいただいたと思っている。庁内で検討していければと思う。子ども・子育て会議に委員に教育委員会は入っていないが、庁内での情報提供をさせていただき、課題として捉えていき、その解決を各課だけに押しつけるのではなく、庁内推進会議の中で課題を解決できると考えている。</p>
委員	<p>学校を開けてほしい、給付金がほしい、具体的な何かが決まらなると条例はつくれないのか。根本的に皆さんは、このようにしていきたい、このような子育て支援がしたい、こどもたちをこのようにしてあげたいという強い思いがあるのはわかる。条例というのは、ゴールが決まらなるとつくってはいけないものなのか。このようにしていきたいというニーズは時代が変わるにつれて、ずっと尽きることはない。10年前思っていたことが、今は変わっていく。未来のこどもたちのためにずっと考えていくためには、考えていこうという条例が必要なのではないかと思う。この条例をつくってはいけないのか。条例をつくる、つくりたくないところではなく、一市民はお金がほしい、学校を開けてほしい、小さな意見がたくさんあり、ずっと一緒に考えていってくれたらそれでよいと思う。そのための条例ができたらよいと思った。</p>
事務局	<p>こども条例に関して、理念を定める条例だと考えている。理念がなくても、計画があり、計画施策は行うので効果としては同じである。しかし青梅市は今まで理念を掲げたことがない状態である。こどもに視点を位置づける</p>

	<p>条例をつくることを考えたい。条例があるからやる、ないからやらないということではない。例えば条例の中に、子育てしやすいまちをつくっていくということが理念の1つなら、そこでは理念が掲げられ、実際の施策は市民の皆さんから困っていることはないかということ。我々が意見を聞く方法があり、聞けたら庁内で議論して皆さんに示し、意見をいただき、決めることができる。条例がなくてもできることはできる。計画書は計画書でももちろんつくっていくが、しっかりと議論いただいて決めていく必要がある。条例については議論をしっかりとした上で、計画書は事業なので決めていかなければならないが、条例ができたなら理念と計画書が合っているかを確認した上で、計画書を直していくという作業ができる。条例に関しては、もちろん条例が最初にあったほうがよいが、なくても施策はできる。こうした対話が本来、必要だと思う。これをどのようやったらしっかり対話型にできるのかというのが我々が考えなければならないことだと思う。</p>
委員	<p>計画の基本方針に、青梅市こども基本条例を令和7年3月に制定したと書いてある。</p>
事務局	<p>これは計画書ができあがった時の言葉で書いてある。当初のスケジュールでは、令和7年3月までにつくる予定ではあった。この計画書ができるのと同時につくったという体でこちらに記載している。</p>
委員	<p>条例がなくても進めることはできるという話もあった。国のほうも条例をつくりなさいということを行っている。法律は国会で審議しているいろいろ変えている。こども基本条例をつくるというようになっているが、基本条例も変えることができるのか。</p>
事務局	<p>条例を制定するには、かなり議論を重ねる必要がある。後から直すということは条例に関しては性格上合わない。地方自治体の法律ということになる。こどものことを大人が思いつく法律ではないというところを重視する必要がある。こどもと対話をして決定していくプロセスが重要な条例になる。原案をつくり皆様に意見を聞き、こどもたちの意見を聞いて考えるところではあるが、対話ということになるともう少し時間が必要である。他の自治体の条約をつくっていくスケジュールの中ではかなり時間をかけている。会議の中でいただいた意見を我々が受け止め、どうするかは次回示したい。</p>
委員	<p>国のほうから条例をつくりなさいという指針が出ているのか。また、条例の策定に向けてのガイドラインは出ていないのか。</p>
事務局	<p>条例をつくるということは出ていない。ガイドラインはない。過去のケースをみると、子どもの権利条約に沿った形で考えがつけられている。地方公共団体がつくるもので、それに加えて地域性の言葉をどれくらい盛り込むかということはある。</p>
委員	<p>ないのであれば、じっくり考えて整理したほうがよい。</p>
委員	<p>条例とは決まりだから1 + 1が2になる答えを求めるものをつくる。それ</p>

	<p>が今までの手法である。本当にわからないことを聞いて、やってほしいことを言いながら、それを文章にまとめるのが事務の力である。条例ありきでものを考えるのではなく、どうやってやたらよいかということみんなで考えたほうがよい。意見を聞いて実状に即したものをつくっていかないと、青梅は取り残されていくと思う。一般市民は条例などわからないと思う。条例ができて、また規則をつくることになる。</p>
事務局	<p>理念条例なので規則を定めるものではない。</p>
委員	<p>理念なので、今言われたようなことが反映できる。</p>
事務局	<p>今回、つくろうとしているのは理念条例である。こどもの条例は、理念を掲げる条例である。理念条例というのは、市の条例の中でもあまりない。最近、障がい者の条例など、いくつか理念を掲げる条例が出始めた。つくろうとしているのは、このようにしましよと掲げる条例といったことで考えている。こども計画の大元として条例があり、条例に基づいて計画があることが本来の形ではあると思う。こども計画をつくるにあたっては、条例も一体として条例、計画を絡めてつukれないかというところで考えていた。令和7年3月に合わせて条例をつくろうと考えていたところである。</p>
委員	<p>理念条例というのは、普通の条例のように4ページも5ページもあるものではないのか。仕上りの分量はどれくらいになるのか。</p>
事務局	<p>他市のこども条例のページはよくわからないが、条文としては20条くらいである。特に重要だと思っているのは前文である。そこに条例の魂が入っている。どこの自治体もやっていきたい方向は変わらない。最初に述べられる、青梅市として条例をつくったという言葉で、そこは先行される自治体では非常に議論されている。いろいろな人の気持ちを全部丸めてつくったのではないかと思う。青梅市でやろうとすると、意見や対話が必要だと思う。つくっていく中でも課題としてある、時間をかけるか、かけないか、スケジュールをどうするかの問題はあるが、プロセスとしては絶対にしていかなければならないと考えている。魂を込めるというところでは、どのような人たちの気持ちが入ってそれがつくられるかというところは、この会議でもお聞きし、こどもたちにも聞いた上で、生の声もどこかで聞く必要があると考えている。子ども・子育て会議の中でも条例に関するご意見をいただければ検討したいと思う。</p>
会長	<p>現在の子ども・子育て計画は今年度末で終わる。来年の4月を無計画で迎えることはできない。計画は必ず策定する必要はあるが、条例についてはいろいろな自治体がこども関係の条例をつくっているが、急いで作りできたもののあまりよくなくて批判を受けているものもある。つくる以上は丁寧に意見を聞いて進めていったほうがよいと思う。たくさんのご意見をいただいたのでご検討いただきたい。</p>
委員	<p>5ページに「こどもの将来にわたるウェルビーイングを実現します」とあ</p>

	<p>る。後ろに「青年期」と書いてあるが、年齢的には中学生も青年期なのか。思春期と青年期は違うのか。どのような分類になっているのか。「誕生前から幼児期」「学童期・思春期」、「青年期」とある。誕生前から幼児期までとあるが、ほとんどが具体性のない文章である。これは誕生前だけにできないのか。青年期に「中高生のアンケートを踏まえて」とある。区切りがわかりづらい。もう少しわけて考えていったほうが具体性があり、その下の目標事業など具体的にしたいほうが見る人がわかりやすい。</p>
事務局	<p>区切り方については、青年期に関しては年齢として、高校卒業以上の方を考えている。青年期の捉え方は、こども計画上は29歳までとするか、39歳までとするかは、皆さんからご意見をいただいて決めていく必要がある。こども計画は子ども・子育て支援事業計画という青梅市の計画を内包している形を取っているので、子ども・子育て支援事業計画自体がこども・若者計画という計画書があるが、その中では39歳までが対象になっている。ここは言葉が難しく、「こども」というものについての意識がかなり違う。青年期についてはかなりアバウトになってしまうのではないかと考えている。学童期・思春期は、児童福祉法の18歳未満のこどもたち、学校に上がってから義務教育を受けて高校生になるまで辺りのことを書いている。誕生前から幼児期については、就学前児童のことを考えている。誕生前から新生児辺りの妊産婦という時期があるかと思う。この区分けについては、誕生前から幼児期までというこどもの時期で捉え、親が必要な時期を押さえている。学童期・思春期は少し親から離れて、自分のアイデンティティが出てくる時期かと思う。青年期に関しては、自立をしていくプロセスになるかと思う。この区分けはこども計画の策定のガイドラインに沿った形で作っている。委員の皆様意見を聞きながら変えていきたいと思う。</p>
会長	<p>こども基本法では、こどもは発達の過程にあるものという定義をしているので何歳までかわからない。みんなが発達の過程にあると思う。</p>
委員	<p>青年期については39歳くらいを見込んでいる。「結婚を希望する方への出会いの場の提供や創出支援」と書いてある。これは東京都がすでに始めていると聞いている。この事業を計画の中で市として行うということであると、39歳にしておくのと低いのではないかと。40歳を超えても結婚を求めている方はいる。39歳で括りをつけてしまうのはよろしくない。</p>
事務局	<p>こども計画においては、39歳でよいと思う。事業として39歳で切るということはしない。結婚を希望される方は何歳でもということになる。こども計画の中で考える年齢としては、支援を必要とする辺りは39歳でよいかと思う。</p>
委員	<p>事業はこども計画の中での事業なのか。それとも市として出会いの事業というものが存在するのか。</p>
事務局	<p>計画書の中には書かれる事業になる。計画書に基づいて事業をやるかとい</p>

	う話になると、その位置づけは事業をやる側の思惑も出てくるかと思う。市として少子化対策のために結婚の数を増やすということを書いていくか、それはまだわからない。
事務局	青年期の目標事業で婚活事業のものを挙げていくなど、わかりやすい事業をここに載せたいと考えている。意見をいただいてわかりやすく書きたいと考えている。
委員	「ウェルビーイングを実現」で、結婚を望まない人たちにとってはウェルビーイングではないというところもある。これは長期計画の中でもかなり出た話でもある。1つに出会いの場が欲しい人たちには伝える。場をつくるくらいの感覚。総論的に生まれる前、お母さんのお腹にいるところから青年期までをウェルビーイングなんだと捉えた文言が、目標事業にしっかりと出てくるのが大事なのだと思う。
委員	ウェルビーイングといろいろなところに出てくるが、具体的に何を指すのか。青梅は何をしたいのか。ウェルビーイングという言葉でまとめるのではなく、これは何がしたいのかをどこかに書いたほうがよい。横文字で括ってしまうと若い人はわかるかもしれないが、ウェルビーイングは何をしたいのかと思う。そこを具体的に目標事業などと言わないといけない。ウェルビーイングとは単純に言うと、今からずっとよい時代が続くということでしょうか。これをもらった時にウェルビーイングはどのように理解するのかと悩んだ。
会長	計画の基本方針である。「本市は青梅市こども基本条例を令和7年3月に制定しました。この条例は」からの7行の文章で一度も「。」がないのでわかりにくい。次の「全てのこどもが誰一人取り残されることなく」という文章は主語が明示されていない。隠れている主語は条例なのだと読めば明らかではあるが、だとすれば文章として2番目と3番目の段落は入れ替え、一行目に「本市は青梅市こども基本条例を令和7年3月に制定しました。全てのこどもが誰一人取り残されることなく」というように上につけて、次の段落として「この条例は」と続くほうがよい。青梅市が「こどもがまんなかのまちづくり」の実現を目指してやったのだということの次の説明がきてもよい。こどもの権利条約とここに書いてあり、後のほうでは児童の権利に関する条約という言葉が出てくるので、どちらかに統一すればよい。また、2ページの下の方に「○」が3つある。2番目の「こどもや若者たちが未来に希望を持ち、その実現に向けて、生きる力を身につけながら前向きに取り組むことを」とあるが、これは何に取り組むのかわからない。3つ目「多様な生き方が尊重される中で、家族や地域、職場や行政など、多くの理解と協力のもとで子育てをしています」とあるが、誰が子育てをしているのかわからない。親がしていると言いたいのか、みんなですべてしていると言いたいのかかわからない。4ページ②(1)「子育て・子育てを支援します」の中で「こどもたち自身が人権意識を持ち、暴

	<p>力から自分を守るための知識や技能を持てるようにする」という大事なことが書いてあるが、技能とは何か。技能という言葉が適当なのかどうかも含めわからなかった。7ページの計画の構成の1番上の1の(1)施策の展開①の「こども基本法の周知」、ここは子どもの権利条約の周知を含めていただきたい。2の(3)「安心して学ぶことのできる環境づくり」の①「不登校のこどもへの支援・校則の見直し」とある。こども大綱のほうにどのように書いてあるかは確認していないが、不登校のこどもへの支援と校則の見直しは違う話なのではないか。①でつながなくてもよいのではないか。以上である。</p>
<p>会長</p>	<p>続いて、協議事項の(3)こどもの意見募集について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>こどもの意見募集について説明させていただく。資料4をご覧ください。こどもの意見募集については、7月8日の月曜日から17日の水曜日までとし、対象は市内在住・在学の小学生、中学生、高校生等である。周知方法は、本日7月1日の広報誌に記事を掲載させていただいている。また、市のラインで7月8日の実施ができるようになった段階で発信したいと考えている。また、市内の小学校、中学校および高校等については、各校にチラシ配布を予定している。実施方法については、ロゴフォームによる回答ということで、年齢に応じて3種類を用意している。1年生から3年生のもの、4年生から6年生のもの、中学生、高校生のもので3種類と考えている。</p> <p>お配りしたものが4年生から6年生用で考えているものになる。ここを中心につくり、1年生から3年生向け、また中学・高校生向けの言葉というもので考えている。</p> <p>まず、Q1では、プロフィールを聞くので学年を答えていただく。中高生についても学年を答えていただく。</p> <p>Q2の「あなたの性別を教えてください」というところは抜けてしまっているが、「男性」「女性」「答えたくない」というものがある。</p> <p>Q3が「あなたの通ってる学校」ということで、それぞれ1つ選べるような仕組みになっている。1番下の○のところは「青梅市以外の小学校」ということで、ライン等でお知らせしたこどもでわかった子がいればここで入力できる。</p> <p>Q4からがアンケートになる。まず最初に、こどもには、大切な「こどもけんり」があります。「ごはんや、ねるところがあって、安心して生活できること」、「勉強ができて、自由に遊べること」、「こわい思いをしたり、いたいことをされたりしないこと」、「自分の言いたいことを言えて、やりたいことができること」などである。「あなたは、これについて聞いたことはありますか」というような質問になっている。それに対して、「聞いたことがあります」、「聞いたことがあり、内容を少しだけ知って</p>

る」、「聞いたことがあるが、内容はわからない」、「聞いたことがない(今回初めて聞いた)」という内容で、ここでこどもの権利条約をどのくらい知っているのかということを知りたい。

続いてQ5で、「こどものけんり」について、あなたは、毎日の生活でどのように感じていますか」ということで、「とても守られていると思う」、「まあ守られていると思う」、「どちらともいえない」、「守られていないと思う」、「自分は気にしない」という5項目をつくっている。こちらの10問については、多市等でこういったアンケートでやってる例があったので、そちらを参考につくっている。続いて、生活の中でどう感じてるかということを知りたい。

Q6では、「家や学校や地域で、あなたの意見についてどれくらい聞いてもらえるのか、1番近いものをアからオの中から1つ選んでください」ということで、ここの設問は6つあるが、1番と2番、3番と4番、5番と6番が組み合わせになっている。1番と2番では、家のことを知っている。「家で何かをしたり、決めたりするとき、大人はこどもの意見を聞いてくれますか」、2番は、「家で大人が聞いたこどもの意見は実現されていますか」ということを知っている。以下、学校において聞いてくれているか、それは実際に実現されているのか、5番のところでは、地域で聞いてくれているか、実際地域で何か実現されていることがあるかというようなことの中で、「そう思う」、「まあそう思う」、「どちらともいえない」、「そう思わない」、「気にしたことがない」ということで5項目ある。

Q7については、「こどものけんりを守るためには、次の中で何が重要だと思いますか。3つ選んでください」ということで、3つまで選んでいただくかと思っている。下の「わからない」、「特になし」、「その他」ということで、「その他」はクリックすると自由意見を書けるような仕組みになっている。

Q8として、「あなたはしょうらい、青梅市に住みつづけたいと思いますか。今の気持ちを教えてください」ということで、「大人になっても住みつづけたいと思う」、「一度青梅市ではないところに住んで、いつかまたもどりたいたいと思う」、「市外に住みたいと思う」、「今はまだわからない」ということとしている。

Q9は、「あなたは、今あるいはしょうらい、青梅市がどんなまちになるといいと思いますか。自由な意見を聞かせてください」ということで、ここは自由意見になる。255文字の入力ができるように設定している。

最後の設問のQ10で、「青梅市では大がた児童センターをつくろうとけんとうしています」として、一言で言えばこんな施設ですよということを説明した上で、こどもたちの居場所をつくりたいと考えており、「あなたはこのしせつがどんな場所になるとよいと思いますか。次からえらんでください」という設問をつくらせていただいて、それと、こんな場所がよいと思

	<p>う意見を教えてほしいということで400字以内で自由意見を書けるようにしている。こちらの各内容については、庁内の委員会の中でもまだ意見をいただいているところで、直していかねばならないと考えている。現時点で委員の皆様からもご意見をいただきたい。こちらの修正版について、今日でなくても、7月3日までは庁内で調整を行っているので、ご意見があればいただきたい。最終版については7月4日までに会員の皆様にメールをしたいと考えている。</p> <p>先ほど申し上げたが、ここで集計したデータは無修正の形になってしまうが、委員の皆様にも7月19日までにご提供したいと考えている。Q10であるが、大型児童センターをつくろうとしているのは青梅市では決まっていることだが、まだ相当先になるかもしれない状況である。</p> <p>市担当としては、そうであったとしても、ここでやはり意見をいただいて、今何がほしいかといったことも書いていただき、可能な限りこども計画の中にすぐできるようなことが書けないかと考えている。大型児童センターは、もちろん我々の目標ではあるが、まだ相当かかる。しかし、ここで聞いたこどもたちの意見が、すぐに早い段階で実現できるものもあってもよいのではないかと思う。意見をいただいた上で、この計画中でぜひ委員の皆様さんからも意見をいただきたいなどと考えている。計画に盛り込む内容について、ご意見をいただきたいと思っている。よろしくお願ひしたい。説明については以上である。</p>
会長	以上の説明について意見はあるか。
委員	児童発達支援センターを計画されていると聞いたことがある。計画の進捗はどうか。
事務局	障がい者福祉課のほうで対応している。しっかりした情報を持っていないので回答は控えたい。
委員	アンケートは携帯等をもっていなければ、保護者と一緒にやることになると思う。青梅市はこども1人に一端末がある。それを活用して学校で回答できないか。お父さんやお母さんが打つことになると、こどもの意見が出るのだろうかと思う。自分の端末であれば、こどもたちは使い慣れているので難しくはないと思う。
事務局	資料4の周知方法のところでご説明させていただいたが、市内小学校、中学校にチラシを配布する。学校ではタブレット端末を持っている。
委員	端末は自由には使えない。授業でアンケートをやるから先生が出してよいと言った時に学校は使う。こどもが端末を持って写真を撮ってやるということは、小学校ではできない。
事務局	承知した。学校にご協力をいただき、配慮をしてほしいということにした。タブレット端末があるという前提でウェブを設定している。校長会ではお願ひして、タブレット端末を使いたいという話はした。細かいルールが各学校で違うとしたら、調査をするにあたり端末を活用しない手はない

	と考えている。
委員	基本、学校で答えてくるものなのか。
事務局	そのように考えている。
委員	実施期間に幅がある。学校でやるのに家でやってしまったらダブルにならないか。
事務局	多少は仕方ないと思っている。学校でもできるように設計している。これを学校でやってくれと言うと学校の負担になる。答える子、答えていない子がいれば、それを見つけて指導するという話になってしまう。学校にタブレット端末を使うことを認めてもらいたいという中で、子どもたちが自由に答えられればよいと考えている。広報のほうは、一般的な周知の手段として使ったので、今は7月8日にならないと入れられない仕組みにしてある。ホームページからも回答できるので端末がなくても、何らかの形でアクセスした人は答えられる仕組みになっている。
委員	学校独自で、授業でやるという学校もあれば、自由にやってくれという学校もあるということか。小学校で休み時間に自由にタブレットを使ってよいということになると問題になると思う。ほとんどの学校は保管してある。アンケートをするからという形で先生が提供しない限りはできない。子どもが学校で基本的にはやってくると考えてよいか。
事務局	そのように考えていたが、学校のほうには授業の時間を割いてやるということはできるかわからないが、たくさん回答いただきたいとはお願いしようと思う。
委員	●●委員の意見はよくわかる。先生に協力してほしいと言っても、いつやるのかということになる。高校も授業中はダメだという学校もあると思う。いつやるのかと言えば、家に持って帰ってやるという感じになる。できる人が答えてくれればよいというアバウトな感じである。その意見の集約だけでよいのか。曖昧である。
事務局	手段として取り得る手段は取っていただきたいと学校には協力を依頼したい。やる、やらないの意思は子どもの意思によるものである。意見がないということも尊重する部分である。意見の集計を取り、多かった、少なかったということは統計上は出てくるかもしれないが、それが絶対というようには考えるのは危険だと思う。あくまでも我々が考えているものに材料として使うものであり、その時に足りていないものが対話なのであれば、この意見を取った上で対話で確認していく。ここで出てこなかった意見が、もっと意志として何かあるのかという確認作業をする必要がある。対話を重視して、意見を取らなくてもよいという方法もあったかもしれないが、手段の1つとして今回考えていたので、意見を取ることと対話をする、その2つはセットだと考えていただければと思う。
会長	時間も限られている。対話はどのようにするのか。学校でやろうと思うと、1学期の終業式の前である。授業中にやると言うと学校も抵抗があるだろう

	うし強制になってしまう。授業時間中なのに、私はやりたくないというこどもがいたらどうするのかという話になる。授業時間以外に先生が見ている状態で先生がやりたい人にやらせるのか。
委員	こども基本条例、こども計画をこどもたちに知ってもらいたいということが1つの目的なのであるなら、手上げ方式もよいと思うが、知ってもらいたいということを伝えることが必要である。大人がこのようなものがあるけれど、これに関して考えてみてくれというアドバイスがなければこどもたちには難しい。親御さんや先生が自分たちで考えていかなければいけないという導入部分をしっかりしてあげないといけない。
事務局	我々としては、こどもになるべく答えていただきたいと考えている。導入部分について示していないが、読み上げさせていただく。「こどもに関する条例や計画などの意見を募集します。条例や大型児童センター建設について検討している。こどもの意見を募集します」、まず「こども条例とは」で説明はさせていただいている。「全てのこどもが教育を受けたり、楽しく遊びながら、どんな差別からも守られ、自分や友達のことが好きで、自分の意見を言える、そんなまちをつくるための決まりごとです」としている。簡単な言葉に直して説明を加えている。もう1つ、「こどもに関する計画とは」で、今のところつくっている内容であるが、「こどもに関する条例を決めたことについて、どのように進めていくか取り組みをまとめたものです」としている。また、「大型児童センターとは」で、「こどもが自由に利用できる施設。遊んだり、勉強したり、いろいろな年齢の人が一緒に活動や体験ができ、安心して過ごせて、悩みを相談できるこどもたちの居場所です」としている。説明をつけて、それぞれについて設問の中で聞くので答えてください。としている。足りないとは思いますが、まずこれでやらせていただきたい。準備が不足しているところは、今のご指摘で重々承知しているが、これに加えて対話という形を取ることをどこかに入れていけないかと考えている。
委員	できれば4、5、6年生の例であるような「意見を募集します」の前文のところを学校でこどもたちに言うだけでいい。伝える時間をもし取っていただければいい。タブレットを開いてやるということは、学校の先生はとても忙しいので難しいと思う。アンケートがあり、このようなことのためと行うということを説明していただければと思う。こどもたちは、自分たちに権利があることもよくわかっていなかったりする。こども権利条例をつくるためのこどもの意見の収集のワンステップになる。この量で「あなたはどうか、あなたの意見を教えてください」という設問は、私はぜひやってほしいと思う。タイトな時間の中でこのような形になっている。これを踏まえて次にはもう少し違うものを検討して、アンケートやこどもの意見を聞ける場につながるのではないかとと思う。前文だけは、先生や親御さんが伝えられる。

事務局	これを学校にお願いしていく中で、説明の時間を何とか取っていただけないかという協力はお願いしていきたいと思う。
委員	1年生から3年生用のアンケートはいただいているか。
事務局	そちらはメールではお渡ししていない。本来であればご審議いただくところであると思うが、作業時間的に足りなく、まずは標準的な4年生から6年生でご審議いただき、最終的なものに決めたいと思っていた。1年生から3年生は、もう少し設問数を減らす必要があると思っている。あまり多くても大変である。他市でも低学年用はかなり聞くものを減らしている。難しいものについては1年生から3年生用は外した形でやりたいと思っている。
委員	今の質問の意図はまさにそういうことである。上のこどもが2年生で、アンケートをたまに持って帰ってくるが、簡単に書いていないと質問の意図が理解できない。それを一緒に親としてやらなければならないので説明はする。Q5やQ6の「まあまあそう思う」とか「ちょっとそう思う」「そう思わない」とたくさんあるので難しい。簡単にしてほしい。
事務局	Q5、Q6は難しいと思う。キーワードとしてはこどもの権利と、こども計画のことを聞きたいが、わからないと思う。「どんなまちになってほしいか」は必要であり、大型児童センターについてはわかりやすく書いて、楽しい居場所だということを書ければと思っている。小学生用はQ5、Q6を除いてQ7をやるか、やらないかということだと思っている。ご意見をいただきたい。削除してもよければ削除したいと思っている。「こどもの権利のことを聞いたことがあるか」ということを1つ聞くということと、「あなたは、しょうらい青梅市にすみつづけたいですか」と「どんなまちになってほしいですか」、「大型児童センターをつくらうと思っていますが、どうですか」の4つくらいでよいと思っている。ご意見をいただければと思う。アンケートはまだ変えることができる。最終的に7月5日までに仕込まなければならない。修正は7月4日を期限と考えている。
委員	アンケートを行う目的は、こども計画の基礎資料を収集するためであるということでしょうか。
事務局	基礎資料としては、去年の調査票がある。
委員	目的としては、どれくらい認知があるかということか。
事務局	こどもの意見を徴集するのが目的である。去年、調査は行っている。本来であればやらなくてよい部分もある。去年、調査をさせていただき我々としてももう少し広くこどもたちの意見を聞く方法を取って、何が出てくるかということを考えて行く。
委員	意見があるから、事業が必要だということにつながっていくべきものだと思う。設問の内容に連続性がない。「知っている」、「知らない」という実態調査になるが、それでは計画に結びついていかないのではないか。その辺を意識して、施策の展開があり、具体的な事業ということ子ども・子育て

	て会議で今後、揉んでいく必要があると思うが、こどもたちの意見はこうだから具体的な事業にこういうものが必要だということに結びつくようなアンケートがよい。追加設問が必要ではないか。
事務局	ここのQ9、Q10が夢のある部分である。Q9が漠然と聞いているが、具体的に計画につながるような言葉があれば答えやすいかと思う。
委員	施策がある程度絞られてきているので、この中で小学生のこどもたちでも答えられそうなものをピックアップし、回答しやすいようにしてほしい。意見を徴集した上で事業の策定などができるとより、こどもの意見を聞いた上で計画につなげる。
事務局	Q9について、今ご提案いただいた内容を修正した形で入れたいと思う。自由意見は自由意見で書ける設定にしてみても、選択肢をつけ、方向性が見えるようにつくっていく。
委員	教育委員会にこの設問でよいか聞いてもらったほうがよい。こどもたちがこれで答えられるのか聞いてもらいたい。校長会の反応はどうだったのか。
事務局	校長会にお願いした時には、青梅市ではこども計画を策定しており、こども条例も考えている、その上で大型児童センターも検討していると説明した。こども基本法では、こどもの施策を検討し、こどもの意見を聞くことになっている。こどもの意見を聞くことを青梅市としてはやりたい。チラシを配るので協力いただきたいと依頼した。実際に具体的なものを今日の会議で示し、お諮りいただいて意見をいただき、修正をした上で学校に渡すという作業になる。意見で大切な部分はこどもたちがどのようにこれに答えられるかというところで、学校にもしっかりと協力を願っていく。可能ならば、こどもたちがこのアンケートを答える意義を理解した上で答えるということを説明をしていただくことに協力をしていただきたい。そこについては可能な限りやりたい。
委員	庁舎の1階が子育ての専門家で、3階が教育委員会である。教育委員会には協力をもらい、こどもたちに、あなたたちがこれから青梅にいて青梅で育っていくので、一生懸命大人もこどもも一緒になって考えようと先生に言ってもらったほうがよい。
委員	私も同じ意見である。この場に小学校、中学校の人がいないと、これだけ熱量を持って語っていることも学校の先生にはわからない。こどもたちに言っても、さらっとアンケートに答えてとなくなってしまったら何の意味もない。こどもを育てていく小学校、中学校の時代を今すごく話し合っているが、学校関係の人がいない。教育委員会も先生も、長い夏休みに学校も開けてくれない。こどもの計画と逆行している気がする、壁も感じている。庁内には入っていると言うが、この会議にもいたほうがよい。この場で先生たちが、言ってくれたらもっとスムーズにいくと思う。
事務局	方法として、今までの子ども・子育て会議のスタイルとは違うことになる

	かもしれないが、庁内の推進委員会に会議の傍聴をしてもらおうといったことはできるかと思う。私も庁内のマインドを変えていたいと考えている。職員をここに連れてくる方法ができるかと思う。別の課でそういったことをやっているケースもある。持ち帰って検討したい。
会長	他にご意見はないか。
委員	●●委員のお話が、総意であると確認してもらいたい。
委員	子育て会議に障がい者福祉課は前回まで参加をしていたか。教育の話と同じで、障がい者福祉課の児童担当の方もいらっしゃったほうがよい。
事務局	庁内の部会は障がい者福祉課も入っている。今回、こどものことを庁内で推進できる体制として課を選び編成した。
会長	他によろしいか。協議事項としてこれで進めてよいかどうかという判断をしたほうがよいかと思う。これから急いで修正していただく部分が多い。
事務局	実際には先ほど申し上げたが、7月3日まで庁内の調整をしている。それまでであればご意見をいただける。最終版としては7月4日に委員の皆様にもメールを送らせていただくが、それを修正するのは難しい。いただいた意見をバックして確認するという作業はできないと思うが、可能な限りいただいた意見を尊重した形での結果として出したと思う。7月4日に情報提供をさせていただきたいと考えている。
会長	それでよろしいか。意見があれば今週の早い段階でどんどん追加で出したほうがよい。では、そのような形で進めていただく。
会長	次に、5の協議事項(4)その他について、事務局から何かあるか。
事務局	事務局からは特にない。
会長	次に6番のその他になるが、何かあるか。
事務局	次回会議についてである。次回、会議は第4回の会議になる。令和6年8月5日の月曜日、10時からということで、こちらの災害対策本部室で開催したい。よろしく願います。
会長	委員の皆様から何かないか。
委員	議事録について、今回、前回はどのような話だったか確認しようとしたら、前回と前々回分がまだ上がっていなかった。どれくらいのタイミングで出されるのが通常なのか。
事務局	議事録に関して、今年度から業者をお願いしている。要約するような形で整理し、公開したいと思っている。委員の皆様には生のデータでもよいかと思う。提供させていただく。公開用のデータはすぐにわかるような書き方に変えて今までも出していた。それを議事録とはするが、喋った言葉が記録されているものになるので、それはお渡しできるので早急に委員の皆様にお渡ししたい。
会長	次回の会議は8月5日の月曜日、14時からである。これをもって、令和6年度第3回青梅市子ども・子育て会議を閉会する。